

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【障害者施策全般に関する要求項目】

1. 2027年の障害福祉サービスの省令・報酬改定に向けて

2024年報酬改定の生活介護時間単価導入やグループホーム基本報酬引き下げは、障害者の地域生活に大きな影響を与えた。さらに本年1月に出された「臨時応急的な見直し」は実質引き下げとなる就労継続支援B型事業（以下、就B）の基本報酬区分の基準見直しや、新規事業者に対する「報酬単価の特例」が行われる。また2026年4月の財政制度等審議会においては障害福祉予算の急増や就Bへの時間単価導入に関する資料が提示されるなど、このままではこれまで誠実に運営を続けてきた「まっとうな事業所」の存続が危ぶまれる極めて深刻な状態にある。

厚労省・財務省が指摘する「障害福祉予算の急増」の原因は不正や不適切な運営を行う一部の営利主体の悪質事業所の急増である。こうした悪質な事業所への対策が進まないまま、一律の報酬引き下げや規制強化が行われれば、これまで地域で大切に培われてきた支援の基盤が破壊され、結果として障害者の地域生活に少なからず、かつ深刻な影響が出ることは免れない。国や大阪府は一律の規制ではなく、これまで地域を支えてきたまっとうな支援の在り方や事業所、基盤を守り、その上で悪質な事業所を的確に排除することを目的とした対策をしなくてはならない。

大阪府として。上記の状況と課題について深く認識を求め、以下要求する。

- ・2027年の次期報酬改定に向け、特に就Bにおける時間単価（時間軸）導入への反対、およびグループホームの総量規制への反対を、国に対して強く要望すること。
- ・悪質な事業所が、制度の趣旨から逸脱した障害福祉サービスの利用や運営を行えないよう、国に対して強制力のある実効的な施策の制定を強く求めること。
- ・大阪府内において悪質な事業所がこれ以上増加しないよう、事業所の指定認可や運営指導における審査の厳格化など、具体的な対応を講じること。また、府独自の仕組みを構築するため、国や府内の自治体とも緊密に連携し、国・府の2段階で、悪質な事業所の排除と地域の支援基盤維持に向けた独自の対策を講じること。

(回答)

- 府においては、報酬改定に向け、就Bにおける時間単価の導入については、利用者支援や事業運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、慎重に検討する必要があると考えています。また、悪質な事業所に関する課題については、事業所の適正な運営の確保と、地域における支援基盤の維持の両立が必要であると認識して

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

います。

- 今後とも、指定・指導監査の適正な実施に努めるとともに、府内の指定権者と連携を図りながら、必要な対応について検討してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

1. 障害者の入院時の課題

- (1) 入院中の支援の重要性について、まだまだ病院の現場にまで届いていない状況が見受けられる。医療と福祉の連携を推し進めるよう、更なる周知と啓発を利用当事者とともに図ること。

また、合理的配慮としての入院時の重度訪問介護利用などを不当に拒否した病院については、事後的ではあっても、差別解消の立場から注意を促すようにすること。

「個室」利用を条件付ける場合の費用負担の問題についても医療現場での取り扱いについて注意するよう促すこと。

(回答)

- 府では、障がい者の方が身近な地域で安心して医療を受けられる仕組みづくりに取り組む「障がい者地域医療ネットワーク推進事業」を実施しております。
- これまで、この事業において、障がいの特性及びその状況に応じて外来や入院別の配慮内容を記載した「医療機関等における障がい者配慮ハンドブック」や「障がい児者の入院時の障がいへの理解と合理的配慮に係る啓発チラシ」を作成し、府ホームページに掲載するとともに府内の医療機関等に周知したところです。
- また、毎年、医療や福祉関係者を対象とした、脊髄損傷や脳性まひによる障がいのある方への理解を深めていただくことを目的とした研修会も開催しており、今年度も開催予定です。
- 今後も引き続き、障がい者の方が身近な地域をはじめとして、安心して医療機関を受診していただけるよう、医療機関や福祉・保健関係機関に従事する方々に対して、障がいの理解を深めていただけるよう周知、啓発してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

1. 障害者の入院時の課題

- (1) 入院中の支援の重要性について、まだまだ病院の現場にまで届いていない状況が見受けられる。医療と福祉の連携を推し進めるよう、更なる周知と啓発を利用当事者とともに図ること。

また、合理的配慮としての入院時の重度訪問介護利用などを不当に拒否した病院については、事後的ではあっても、差別解消の立場から注意を促すようにすること。

「個室」利用を条件付ける場合の費用負担の問題についても医療現場での取り扱いについて注意するよう促すこと。

(回答) ※下線部について回答

- 医療機関に対しては、医師会をはじめ医療関係団体を通じ、特別なコミュニケーション支援が必要な障がい児者に対する医療機関における対応が適切に行われるよう周知しております。
- 加えて、保健所が実施する立入検査の機会を活用し、啓発チラシ『全ての障がい児者が安心して入院できるために』の配付や、合理的配慮の提供の義務化等を定めた改正障害者差別解消法の医療関係事業者向けガイドライン等について、周知しております。
- 引き続き、医療機関に対する周知に努めてまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

- (1) 「雇用と福祉の連携による障害者就業支援」については、利用を希望する障害者が速やかに利用できるよう、支給決定までの手続き及び請求事務を簡素化した制度を実施するよう全市町村に働きかけること。
- (2) また実施市によっては高額な利用料や「勤務先と介護事業所が同一法人である場合は利用できない」等の制限問題が生じていることに関して、当該市に対して早急に是正するよう強く働きかけるとともにこれらの不適切な制度設計が広まらないよう注意を払うこと。

（回答）

- 本事業については、令和3年度に国において地域生活支援促進事業として個別事業化されているところであり、今後とも、サービスを必要とする障がい者に適切に提供されるよう、手続き面も含め各市町村での好事例の紹介を実施する等、引き続き市町村に働きかけてまいります。
- なお、本事業の実施主体は市町村であるため、支援の要件等については、市町村の判断によるところとされております。
- また、府としては、重度障がい者等の就労中における介助については、本来ナショナルミニマムで実施する性質のものであり、自治体に過度な負担が生じることのないよう全国一律の制度として法定給付化されることが望ましいと考えられるため、財源は国の責任において確実に措置するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

(3) 大学修学支援については、入学時からスムーズに利用するために、府市の障害福祉と教育部局が連携して、高校在学中の進路指導の段階から利用希望者を把握し、本人並びに障害福祉相談事業者等が事前準備を円滑に行えるように関係者に周知啓発を徹底すること。

（回答）

○ 「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、大学等が、本事業の対象者の修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものとして、平成 30 年度より地域生活支援促進事業として設けられました。

○ 本事業の国庫補助に係る基準額については、令和 4 年度に増額改定されたほか、令和 7 年度についても増額改定されたところです。

○ 府としては、今後とも、市町村に対し当該事業の周知をするとともに、支援学校や府内の高等学校等への周知も行っています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

(4) 小中の障害児の通学支援については市町村格差が大きい。障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により全市町村で通学を支える制度を整えること。

（回答）

○ 移動支援については、府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和7年度）では、小中学校における通学での利用について、35団体が利用を可能（緊急時・短期であれば利用できる場合も含む）としています。

○ 引き続き、移動支援事業について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう、市町村担当者説明会等で柔軟な運用の検討を働きかけるとともに、継続して運用状況を調査し、その結果を市町村に情報提供してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

- (5) 高校については、通学に関する必要な支援を教育部局と福祉部局とがしっかりと協力して保障すること。また、学内の支援については、安定した体制を作るために教育施策と福祉サービス事業者が協力するように市町村及び関係教育部局に積極的に働きかけること。

（回答）

- 移動支援については、府が実施した府内市町村の運用状況の調査（令和7年度）では、高校への通学における利用について、35 団体が利用を可能（緊急時・短期であれば利用できる場合も含む）としています。
- 引き続き、移動支援事業について、事業の目的に沿った利用者主体のよりよい制度となるよう、市町村担当者説明会等で柔軟な運用の検討を働きかけるとともに、継続して運用状況を調査し、その結果を市町村に情報提供してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

3. 長時間介護の支給決定時間数の市町村格差、制限問題

- (1) 厚生労働省の見解を踏まえ、府内市町村に対して、必要な見守りなどの手待時間の時間数も、必ず支給決定するよう強く働きかけること。

(回答)

- 国通知「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL.1」の問 40 の回答の中で、「夜勤を行う夜間支援従事者には、労働基準法第 34 条の規定に基づき、適切な休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないが、当該夜間支援従事者が夜間及び深夜の時間帯に休憩時間を取得する場合であっても、実態としてその配置されている共同生活住居内で休憩時間を過ごす場合は、夜間支援等体制加算(1)の算定に当たっては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものと取り扱って差し支えない」とされており、重度訪問介護についても、問 40 を参考に、適切に夜勤者の休憩時間の確保を行うこととされています。

- なお、同通知において、実作業は発生しておらず仮眠などを取っている時間であっても、事業所内に待機し、緊急の場合などで作業が発生した場合には対応することとされている時間(いわゆる「手待時間」)は、労働から離れることを保障されているとは言えないため、休憩時間には当たらず、労働時間として取り扱わなければならないこと等としています。

- 府においては、夜間支援等について、国通知を踏まえ、引き続き適切な支給決定を行うよう市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

3. 長時間介護の支給決定時間数の市町村格差、制限問題
- (2) 重度障害、強度行動障害、医療的ケア、重度心身障害のケースに対して、全市町村で適切な支給決定がなされるように強く働きかけること。とりわけ強度行動障害のある人等については、障害種別による差別・格差をなくし、地域生活を保障するために必要な時間数を保障するよう働きかけること。

(回答)

- 国通知「介護給付費等の支給決定等について」において、市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当であるとされていますが、一方で、個々の障がい者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合も想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましいとされています。
- 府においては、各市町村でそれぞれの障がい状況をふまえ適切に支給決定されるよう、国通知及び「厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）」等を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう通知しており、引き続き市町村に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

4. 介護保険との併給課題

- (1) 介護保険の利用については、国通知に基づき「介護保険併給によってサービスの引き下がりや、通所先の変更を強制される等の不都合を生じてはならないこと」を全ての市町村に徹底し、正しいルール作りを確実に促進すること。

(回答)

- 国事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

また、「市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費を支給するなど、適切な運用に努められたい。」とされています。

さらに、「障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することもある。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい」とされています。

- 府においては、従前より国の適用関係通知等を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、研修等を通じて助言を行うなど、引き続き市町村に対しても働きかけてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 高齢介護室 介護支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

5. 移動支援の各市町村でのサービス基盤の拡充と利用制限の見直しに向けた働きかけ。
- (1) 移動支援サービスは、介護給付との報酬のあまりにも大きな格差によってサービスそのものが危機的な状況となっている。抜本的な改善を図るために国に対して義務的経費化や「地域生活支援事業費」の実態に対応した大幅な拡充など積極的な政策提起を行うこと。
- (2) 大阪府内市町村でのサービス提供基盤の確保に向け、大阪府と市町村が協力して、市町村での報酬改善やサービス提供を行う事業所に対する支援などに即時取り組むこと。
- (3) また、移動支援については、利用者の切実なニーズを無視した不当な制限をしている市町村がまだまだ多く残っている。「施設入所者の移動支援利用」「日中活動前後の通院等以外の利用（三角形ルール）」「移動支援での中抜き問題」「移動支援での通院の利用（グルホ月3回以上対応含む）」「通学の取扱い（通年長期の柔軟な解釈）」「自転車併走」について格差是正・改善を図ること。

（回答）

- 移動支援事業については、日常生活や社会参加など障がい者の自立支援において不可欠なサービスであると考えております。一方で、報酬水準や人材確保などの課題を背景に、サービス提供体制の維持・確保が厳しい状況となっているものと認識しております。
- 引き続き、現在の各地域における支援の水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、個別給付化の検討を含む必要な財源確保を国に強く要望してまいります。
- また、地域生活支援事業は、「事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業」とされています。しかしながら、必ずしも利用者の状況やニーズに応じた柔軟な対応が行われていないことは問題であると認識しております。
- 市町村に対しては、引き続き、事業の趣旨を踏まえ、利用者本位のよりよい制度運用が図られるよう、市町村担当者説明会等の機会を通じて柔軟な運用の検討を働きかけてまいります。

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

- また、市町村における運用状況の実態把握を目的とした調査を実施し、その結果を市町村へ情報提供するとともに、他市町村の好事例についても併せて共有してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

(2) ホームヘルプや相談支援の利用を促進するために、府で作成した「盲ろう者支援の啓発チラシ」など活用するとともに友の会等と連携して個々の盲ろう者にアプローチし、支援事業所の拡充につなげていく仕組みを作ること。

(回答)

○ 盲ろう者のホームヘルプ利用が進むよう、居宅介護等を行う障がい福祉サービス事業者に、集団指導などあらゆる機会を通じて、引き続き、周知を行ってまいります。

○ また、今年度、市町村へ相談支援従事者初任者研修の周知の際に、府で作成した「盲ろう者支援の啓発チラシ」の相談支援事業所への周知を依頼したところです。

○ 引き続き、市町村を通じて相談支援事業所へ周知、啓発してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

6. 盲ろう者の通訳・介助、高齢化課題への対応について

(3) 高齢化に伴い増加する事故やヒヤリハットを防ぐため、今後も現任研修は、事例検討や専門家の講師登用など、内容を更に進化させ継続すること。また土日や(通訳介助派遣)事務所閉所時間でも、緊急連絡や的確な対応する仕組みをつくるため、連絡先や方法等について、具体的な検討を進めること。

(回答)

○ 安心・安全な通訳・介助の実施に向け、事故報告及びヒヤリハット報告の徹底を図るとともに、報告事例については全登録通訳・介助者へ共有し、事故防止に努めています。

○ また、現任研修についても、当事者講師による事故防止に関する講義を取り入れるなど、内容の充実を図っています。

○ 通訳・介助中の緊急時対応については、盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループでの議論を踏まえ、対応の流れや連絡先をまとめた資料を作成し、全登録通訳・介助者及び盲ろう者へ周知しています。

○ なお、夜間・休日等の急な依頼への対応については、救急・医療機関や障がい福祉サービス等による支援との役割分担も踏まえながら、通訳・介助者が担うべき支援の範囲等について、引き続きワーキンググループにおいて委員のご意見を伺いながら整理・検討してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 自立支援課